# 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

# 1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人ポプラ会(以下「事業者」という。」が開設する特別養護老人ホーム(以下「事業所」という。)は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等(以下「従業者」という。)要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

# 2 事業者(法人)の概要

事業者 (法人)	社会福祉法人ポプラ会
所在地	〒374-0002 群馬県館林市田谷町1187-1
代表者	理事長 堀越 裕一
設立年月日	1992年6月23日
電話番号	0276-77-2230

# 3 事業所の概要

# (1) 事業所の概要

事業所	特別養護老人ホームあざみ荘
指定番号	1070701287
所在地	〒374-0023 群馬県館林市大手町8-25
管理者	江森 正博
開設年月日	2017年12月1日
電話番号	0276-76-2131
FAX番号	0276-76-2132
サービス提供地域	館林市、板倉町、邑楽町、明和町、佐野市、足利市
送迎範囲	館林市、板倉町、邑楽町、明和町、佐野市、足利市

# (2) 設備の概要

居室	49室 1人部屋(49室)
食堂	5室 利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂等を設け、利用者
	が使用しやすい適切な備品類を備えます。
浴室	2室 一般浴槽、特殊浴槽。
洗面設備	49箇所 利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	13室 必要に応じて各階各所に設けます。
医務室	2室 利用者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えます。
機能訓練室	5室 利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
面談室	2室 相談等を行えます。
その他	以下の設備を設けています。
	・介護職員室

- ・看護職員室 ・調理室
  - 洗濯室
  - 汚物処理室
  - 介護材料室

#### (3) 事業所の従業者体制

	職務の内容	員数
管理者	業務の一元的な管理	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名以上
介護職員	介護業務	15名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	2名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
その他の従業者		必要数

#### (4) 営業日と定員

営業日	月曜日から日曜日まで
定員	4 9名

#### 4 サービスの概要

#### (1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割( $\sim$ 7割)が介護保険から給付されます。「5 利用料等」をご確認ください。

#### ① 短期入所生活介護計画の作成

利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

# 2 介護

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。

- ア 適切な方法により、一週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。
- イ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。
- ウ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。
- エ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。
- オ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させます。
- カ 利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはありません。

# ③ 食事

栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。又、 利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。 ア 朝食 8:00 ~ 9:00

イ 昼食  $12:00 \sim 13:00$ ウ 夕食  $18:00 \sim 19:00$ 

#### 4 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

#### ⑤ 健康管理

医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

#### ⑥ 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

# (2) 介護保険給付対象外サービス

事業所は、利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供 するものとします。

① 特別な食事

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

② 貴重品の管理

利用者又は代理人の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- ・管理する金銭の形態:事業所の指定する金融機関に預けている預金
- ・お預かりするもの:上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑
- 保管管理者:管理者
- ・出納方法: 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し、その写しを利用者又は代理人へ交付します。
- ③ 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動 利用者又は代理人の希望により、教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動 に参加していただくことができます。
- ④ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

- ⑤ インフルエンザ等感染症予防対策 利用者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ等感染症の予防接種を行います。
- ⑥ 利用者の移送

利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。

# 5 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担 金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額に なります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。そ の場合、お支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保 険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

# (1) 短期入所生活

		単位数/日	費用額/日	利	用者負担額/	′目	
			(1単位10円)	〈10割〉	1割	2割	3割
エット型	併設型 ユニット型	要介護 1	704 単位	7,040円	704円	1,408円	2,112円
(併設型)	短期入所生活介護費	要介護2	772 単位	7,720円	772円	1,544円	2,316円
		要介護3	847 単位	8,470円	847円	1,694円	2,541円
	見	要介護4	918 単位	9, 180円	918円	1,836円	2,754円
	要介護 5	987 単位	9,870円	987円	1,974円	2,961円	

連続61日以上
利用の場合
単位数/日
670単位
740単位
815単位
886単位
955単位

#### (2) 介護予防短期入所生活介護

		単位数/日	費用額/日	利用者負担額/日		′目	
			(1単位10円)	〈10割〉	1割	2割	3割
ユニット型	併設型 ユニット型	要支援 1	529 単位	5, 290円	529円	1,058円	1,587円
(併設型) 短期入所生活介護費		要支援2	656 単位	6,590円	659円	1,318円	1,974円

連続61日以上
利用の場合
単位数/日
503単位
623単位

#### (3) 加算・減算

\*要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。 介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。 また上記基本サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

【加算・減算名】		六 17- 本7	費用額	ź	利用者負担額	頁
		単位数	〈10 割〉	1割	2割	3割
① 夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算		所定単位の3%減				単位の3%減
② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算					所定单	単位の 30%減
③ ユニットケアにおける体制の未整備減算					所定	単位の3%減
④ 身体拘束廃止未実施減算		所定単位の1%減				
⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位の1%減				
⑥ 業務継続計画未策定減算		所定単位の1%減				
⑦ 看護体制加算	(I)	4 単位/日	40 円	4 円	8円	12 円
⑧ 夜勤職員配置加算	(Ⅱ)	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円
⑨ 若年性認知症利用者受入加算		120 単位/日	1,200円	120 円	240 円	360 円
⑩ 利用者に対して送迎を行う場合(送迎加算)		184 単位/片 道につき	1,840円	184 円	368 円	552 円
⑪ 緊急短期入所受入加算		90 単位/日	900 円	90 円	180 円	270 円
<ul><li>② 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供 (長期利用減算)</li></ul>	する場合	-30 単位/日	-300 円	-30 円	-60 円	-90 円

③ 生産性向上推進体制加算		(Ⅱ)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
④ サービス提供体制強化加算		(Ⅲ)	6 単位/日	60 円	6 円	12 円	18 円
う 介護職員等処遇改善加算 (II)				1月に	つき所定単位	数の 13.6%増	

# ① 夜勤職員の勤務条件が基準を満たさない場合の減算 人員基準上満たすべき夜勤職員の員数を下回る配置を行った場合に一定割合を減算

# ② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算 事業所の利用定員を上回る利用者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべ き員数を下回っている場合に一定割合を減算

# ③ ユニットケアにおける体制の未整備減算 日中の時間帯における介護又は看護職員の配置およびユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない場合

# ④ 身体拘束廃止未実施減算 ※新設 身体拘束等の適正化を図るための措置\*が講じられていない場合

# \*身体拘束等の適正化を図るための措置

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由を記録すること
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること ※令和7年4月1日より適用

#### ⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ※新設

虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合

#### ⑥ 業務継続計画未策定減算 ※新設

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画(利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画)を策定していない、 又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

# ⑦ 看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

- ⑧ 夜勤職員配置加算夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
- 第 若年性認知症利用者受入加算若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合
- ⑩ 利用者に対して送迎を行う場合(送迎加算)利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合
- ① 緊急短期入所受入加算 居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合
- ② 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合(長期利用減算) 連続30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合
- ③ 生産性向上推進体制加算 ※新設

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

- ④ サービス提供体制強化加算 介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合
- ⑤ 介護職員等処遇改善加算 ※新設

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

- (3) その他の費用
  - ① 食事の提供に要する費用
    - ア 基本料金 1日当たり 1,530円(朝 400円、昼 600円、夕 530円)
    - イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食事ごとの料金とします。ただし、その額がア に定める額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除 いて実際に摂った食数にかかわらず1日の額とします(全ての食事を摂らない場合を除く。)

② 滞在に要する費用

基本料金 入所・退所の時間にかかわりなく1日当たり 2,066円

③ 利用者又は代理人が選定する特別な食事の提供に要する費用の額

予め利用者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担

するものとします。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

#### ④ 送迎に要する費用

【送迎範囲内】 館林市、板倉町、明和町、邑楽町、佐野市、足利市

#### ⑤ 理美容代

1,100円~2,000円

#### ⑥ その他

- ・利用者の嗜好品の購入、レクリエーションやクラブなど行事への参加費など諸々費用 実費(材料代等の実費をご負担いただきます。)
- ・インフルエンザ等感染症予防接種(実費)

# 〈居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

令和6年8月1日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

#### 【令和6年8月1日より】

(日額)

		区分	居住費	
	対象者		ユニット型個室	食費
生活保護受絲	合の方			
世帯全員が	市町村民税非課税の	段階1	880円	300円
	老年福祉年金受給の方			
	市町村民税非課税かつ			
	本人年金収入等80万円以下	段階 2	880円	600円
	の方			
	非課税かつ本人年金収入等			
	が80万円超120万円以下	段階3①	1,310円	1,000円
	非課税かつ本人年金収入等	段階3②	1,370円	1,300円
	が120万円超	+X14 9 (2)	1,370	1, 500
	の方がいるか、本人が市町村	段階4	2,066円	1,530円
民税課税		+X1/日 ユ	2,000[]	1, 000  1

#### 6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の10日までに請求いたしますので、請求された月の月末までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

- ① 利用者又は代理人の銀行口座からの自動引き落とし
- ② 指定口座への現金振込み
- ③ 現金支払い

#### 7 サービスの中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間 にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

#### 8 代理人等について

- (1) 事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。
  - ① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものと します。
  - ② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。
  - ③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。
- (2) 代理人の職務は、次の通りとします。
  - ① 利用者に代わって又は利用者とともに、契約書第4条に定める同意又は要請、同第8条3項、第10条3項、第20条1項、第21条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。
  - ② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。
- (3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。 利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。
- (4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。 利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品(残置物)を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。
- (5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。
  - ① 連帯保証人の負担は、極度額50万円を限度とします。
  - ② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
  - ③ 事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
  - ④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

#### 9 サービス利用に当たっての留意事項

#### (1) ご来所の際

- ① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

#### (2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

#### 10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

#### 11 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

# 12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

# 14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、 従業者教育を行います

#### 15 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。 また、退職後においてもこれらの秘密を厳守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

#### 16 ハラスメント対策について

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われている性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上から必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者及び家族が事業所の職員への威圧的・暴力的言動や悪質クレーム等の迷惑行為などに対し、 カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

# 17 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者:伊藤 譲(生活相談員)

ご利用時間:月~金曜日 8時30分~17時30分

ご利用方法 電話 0276-76-2131

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

館林市役所 介護高齢課 電話番号:0276-47-5137

受付時間:8時15分~17時15分(土日、祝日を除く)

板倉町役場 介護保険係 電話番号:0276-82-6135

受付時間:8時15分~17時15分(土日、祝日を除く)

邑楽町役場 保険年金課 電話番号:0276-47-5021

受付時間:8時15分~17時15分(土日、祝日を除く)

明和町役場 健康づくり課 電話番号:0276-84-3111

受付時間:8時15分~17時15分(土日、祝日を除く)

佐野市役所 いきいき高齢課 電話番号:0283-24-5111

受付時間:8時15分~17時15分(土日、祝日を除く)

足利市役所 元気高齢課 電話番号:0284-20-2153

受付時間:8時15分~17時15分(土日、祝日を除く)

群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課

電話番号:0272-90-1323

受付時間:9時00分~16時30分(土日、祝日を除く)

栃木県国民健康保険団体連合会介護福祉課

電話番号:0286-43-2220

受付時間:9時00分~17時00分(土日、祝日を除く)

※第三者委員 氏名 川島 正子 氏名 小川 英子

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談に乗っていただける委員です。

18 サービスの第三者評価の実施状況について 当施設では、第三者評価は実施しておりません。

# 19 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、 速やかに対応をお願いするようにしています。

#### 【協力医療機関】

名称 館林記念病院

住所 群馬県館林市台宿町7-18

#### 【協力歯科医療機関】

名称 みやけ歯科医院

住所 群馬県館林市大手町9-41

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 20 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の 各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して 損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害 が発生した場合

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者及び代理 人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

#### <事業所>

所在地 群馬県館林市大手町8-25

事業所名 特別養護老人ホームあざみ荘

理事長 堀越 裕一

説明者 (生活相談員) (氏名) 伊藤 譲

私は、利用契約書及び本書面により、事業所から指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者(契約者)>

住所

氏名

<代理人>

住所

氏名

電話番号

<連帯保証人兼身元保証人>

住所

氏名

電話番号